

## 【議題1】「環境問題に対する当会の取組みについて」

### 第1 説明協力員による概略説明（当会公害環境問題委員会）

別紙レジュメに基づき、概略説明。

良好な自然環境は人の生存に不可欠であり、環境問題は人権問題という意識をもって活動をしており、「法律制度の改善」（弁護士法1条2項）に努力すべく、現地視察（立法事実の確認）や、環境問題に関する調査研究の結果をシンポジウム等で広く市民向けに発表する等の活動（啓蒙活動）をしていることの説明がなされた。

### 第2 市民会議委員との意見交換

#### 【市民委員】

・環境問題は、究極の人権問題である。今日的な環境問題については、現場の市民からの直接のヒアリングが大切であり、自治体や市民団体とさらなる連携をし、市民への還元をしていただきたい。

#### 【弁護士会（説明協力委員）】

- ・自治体や市民団体といった各方面での連携つながりを大事にしていきたい
- ・大々的に展開するというのも難しい面もあるが、意識改革等の提言を続けていきたい。

#### 【市民委員】

・環境問題は、国境を超える問題である。個人がというより、地域の方が苦しんでいる。個人は経済的利益を優先し、少数だが声大きい。住民の合意よりも強いものはないので、国の法制度改定よりも、条例制定への働きかけを重視すべきである。

#### 【弁護士会（説明協力委員）】

- ・ご指摘のとおりである。
- ・当面の法制度の改善の端緒は、県や市といった地方自治体であり、連携を深めたい。

#### 【市民委員】

・生物多様性の問題について、種子法が改正され、種の権利が脅かさせるとして、農業者の方が危機感を抱いている。現状、地域の種を守る活動は、民間の有志に委ねられているが、種を守る活動についてはどのように取り組んでいるか。

・PM2.5の排出といった国境を超えた公害問題について、ボーダーレスで加害者の特定が難しい公害問題、誰が出したか分からない健康被害へのアプローチはどのように取り組んでいるか。

- ・脱プラスチック・リサイクルをすすめるための活動に取り組んでいるか。
- ・緑地保全の活動について、今後も調査研究を続けて行って欲しい。

#### 【弁護士会（説明協力委員）】

- ・当委員会としての種子法について取り組みはしてない。日弁連の部会で取上げて検討しているが、産業方面の委員会と意見が食い違い、取りまとめがなかなか難しい。
- ・環境問題はテーマが広く、ご指摘いただいた問題について、全ての取り組みはできていないが、関弁連や日弁連で部会を設置し研究を続けている。

#### 【市民委員】

- ・再生エネルギー普及の観点から、ソーラーパネルの設置が推進されているが、パネルの設置による設置場所の環境悪化をどこまで環境問題として取り扱うのか、線引きが難しいと思うが、課題として取り上げる目線について聞きたい。

#### 【弁護士会（説明協力委員）】

- ・まさに現在悩んでいる問題であり、大規模なソーラーパネルの設置、いわゆるメガソーラーの設置事業については、再生可能エネルギーの普及は重要であるが、他方、自然環境の保護も重要である。現在の法制度の下では、再生可能エネルギーの普及という錦の御旗で、形式的な基準が通れば開発ができてしまう状況であり、開発してよいところとすべきではないところの線引きができていないという問題があり、従来の法制度の改善を検討し、提案する活動をしていきたい。

#### 【市民委員】

- ・都市部での環境関連の問題として、ゴミ屋敷や空家の問題がある。行政から見ると、私権が強すぎるきらいがあり、ゴミ屋敷については、敷地の境界を越えてゴミが道路にはみ出していたというようなきっかけがないと、対処が難しい。弁護士には、都市部の環境問題についても助言をいただければと思う。

#### 【弁護士会（説明協力委員）】

- ・ゴミ屋敷の問題をはじめ、環境問題は、所有権の絶対性と公共の福祉との調整が課題
- ・現状、公共の福祉で適切に制限ができる形になっていないのが問題
- ・ゴミ屋敷の問題は、全国的に解決のスキームが構築された状況ではないが、協力をしていきたい。

#### 【弁護士会会長】

- ・当会として、SDGsを推進しており、会の発信決済文書のペーパーレス化や環境マネジメントシステムの導入を検討している。

以上

## 別紙

### 公害・環境問題委員会の活動について

#### 1 公害・環境問題委員会とは

##### (1) 概要

「県内外の公害・環境問題を対象として現地調査、研究を行い、報告書や意見書を作成・公表するなど幅広い活動をしております。最近は、外来生物、廃棄物処理、住環境保全、ヤマネコ保護、原発事故などを扱っております。」(当会一般向け HP より)

「県内を中心とする公害・環境問題について、法曹実務家としての立場から、問題点の把握・指摘、解決方法の提示ができるよう、様々な調査研究活動を行っています。当委員会は、環境問題についてより具体的な理解を得るために、フィールドワークを重視しています。随時行う県内の調査のほか、毎年1回、日本各地の自然環境豊かな場所(離島中心)の調査を行っています。」(当会会員向け HP より)

日弁連や関弁連の環境問題に関する委員会への委員推薦

自治体の環境問題に関する審議会等への委員推薦

委員が個別に関わっている環境問題

##### (2) 歴史

S45/9/17 公害対策特別委員会設置(日弁連が公害問題について取り組む中でS44/5に公害対策委員会を設立し、当会も呼応)

S60/3/13 名称を公害・環境問題委員会に変更

#### 2 トピック

##### (1) 生物多様性問題

20年以上にわたり、様々な角度から取り組んできたテーマ

##### ① 生物多様性(生き物たちの豊かな個性とつながり)

ア 生態系の多様性

イ 種の多様性

ウ 遺伝子の多様性

##### ② 生物多様性のめぐみ(生態系サービス)

ア 基盤サービス

イ 供給サービス

ウ 調整サービス

エ 文化的サービス

##### ③ 生物多様性の危機

私たちのいのちと暮らしは生物多様性の上に成り立っている このままのペースで失われていけば、いのちと暮らしが危機に瀕する

ア 第1の危機(開発や乱獲)

イ 第2の危機(里地里山の衰退)

- ウ 第3の危機（外来種）
- エ 第4の危機（気候変動）

④ 生物多様性保全の動き

ア 生物多様性条約 1992年5月リオの地球サミットで採択

イ 生物多様性基本法 2008年6月施行

「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤」「生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている」「我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する」

ウ 愛知目標（ターゲット） 2010年COP10（名古屋）で採択

2050年長期目標：自然と共生する世界の実現 2020年短期目標：生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動

エ 生物多様性国家戦略（2012～2020）

愛知目標達成に向けたロードマップ 次期戦略検討中

オ 持続可能な開発目標（SDGs） 2015年9月国連サミットで採択

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指し、世界共通の目標として17のゴール 生物多様性・生態系サービスに係るものとして主に4つの目標設定（6（安全な水）、13（気候変動）、14（海の豊かさ）、15（陸の豊かさ））

カ 昆明・モンテリオール生物多様性枠組み 2022年12月COP15で採択

2030年までの新たな世界目標 生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動

⑤ 生物多様性と弁護士との関わり

生物多様性は人類存続の基盤であり、生態系サービスは我々の生存や生活を支えるもの、生物多様性の保全は究極の人権問題

十分に理解して知見を蓄え、市民への周知啓蒙を図っていく意義

実効的な保全のための法制度の構築に向け、提言・意見表明等を行う意義

このようなスタンスから、生物多様性に関わるあらゆる問題について、学習、情報・意見交換、現地視察、ヒアリング、意見表明、意見書・報告書作成、シンポジウム開催等の活動を行ってきた

⑥ これまでの活動

ア 希少野生動植物保護問題

県内視察（小網代湾アカテガニ・小田原メダカ・円海山オオタカ・鶴見川ヨコハマナガゴミムシ・北川湿地約100種もの希少種）、北川湿地開発問題検討、県外調査（西表島・奄美大島・対馬・佐渡島・徳之島・やんばる）

イ 自然保護の取組と制度・開発と保護・地域振興・観光と保護

箱根の美術館建設問題検討、逗子市良好な都市環境をつくる条例研究、馬毛島開発問題検討、横須賀市佐島メガソーラー開発問題検討、秦野市霊園開発問題検討、八甲田山風力発電所建設計画問題の検討・視察、県内視察（箱根の山林・美術館建設地・鎌倉広町緑地・佐島メガソーラー・秦野市八国見山）、シンポ実施（「身近な自然を守る～北川湿地の保全活動を振り返って～」）、県外調査（屋久島・西表島・白神山地・奄美大島・御蔵島・利尻島礼文島・四万十川・隠岐の島・佐渡島・種子島・奥尻島・対馬・徳之島・やんばる）

論文「神奈川の林地・緑地保全と開発」発表

[https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/study/pdf/11/professional\\_practice\\_research11\\_7.pdf](https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/study/pdf/11/professional_practice_research11_7.pdf)

ウ 里地里山問題・野生動物個体数管理

水源環境保全制度研究、箱根のサル等の野生生物の保護と駆除研究、里地里山保全条例研究、県内視察（柿生の森・横浜市上郷・丹沢自然環境保全センター）、シンポ実施（丹沢のクマとシカ・丹沢の森林保全）

エ 外来種問題

外来種問題の現状と対策研究、行政等ヒアリング（鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市・三浦市・農協）、シンポ・市民フォーラム実施（神奈川の外来種問題）、外来生物問題活動報告書とりまとめ、県外調査（奄美大島・対馬・徳之島・やんばる）

(2) ごみ問題

廃棄物広域処理問題ヒアリング（県・葉山町）、最終処分場見学

(3) 震災と原発事故

放射線の人体影響・巨大地震発生メカニズム・コンビナート防災問題研究

(4) エネルギー・地球温暖化問題

県内視察（川崎市浮島太陽光発電所・佐島メガソーラー・川崎火力発電所・横浜風力発電所）、発電所視察調査報告書とりまとめ、横須賀石炭火力発電所問題検討、県外調査（八丈島・岡山県真庭市）

「コロナ禍における地球温暖化問題についての会長談話」（R2/6/30）

<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2020/post-336.html>

(5) SDG s と環境問題

SDG s という世界共通の言語の観点からの弁護士・弁護士会としての活動の発信  
その中でも環境問題への取組についての結びつき

生物多様性：6 安全な水、13 気候変動、14 海の豊かさ、15 陸の豊かさ

エネルギー・地球温暖化問題：7 エネルギー、13 気候変動

ごみ問題：12 持続可能な消費と生産

会のペーパーレス化・環境マネジメントシステム導入・電力契約検討の提言

## 【議題2】「総合法律相談センターの取組みについて」

### 第1 説明協力員による概要説明（当会法律相談センター運営委員会）

#### 1 法律相談センターの事業目的

- (1) 市民に対する法的サービス提供としての位置付け
- (2) 会員弁護士に対する受任機会提供としての位置付け

#### 2 法律相談センターの活動

①県内8か所の相談センターにおける法律相談に関する「相談事業」、②電話相談や弁護士紹介といった会員弁護士をあっせんする「あっせん事業」、③自治体・福祉団体・事業者団体といった各種団体の委託に基づき、各団体が実施する法律相談に会員を派遣する「委託事業」、④市民に対し法律知識の普及を図るため、会員弁護士が講師となって開催する「市民法律講座」といった活動を展開している。

弁護士の広告規制緩和等もあり、全国的に弁護士会の相談件数は減少しているが、当会総合法律相談センターの事業は、順調に推移している。

#### 3 事業活性化に関する取組み

利便性の向上（相談内容に応じた多彩なメニューの提供、夕方・夜間・土日祝日相談の拡張、サテライト相談所の設置等）、相談担当者の質の維持（新規登録会員への研修義務付け等）等、事業活性化に取り組んでいる。

#### 4 広報

広報委員会との連携、ホームページの充実等を図っている。

#### 5 課題

予算、マンパワーの問題で、現状行っている以外の広報が困難であること、事業全体としては黒字を維持している一方で、支所単位では赤字があること、公益性が高いため設けられている相談類型で担当者探しに苦慮していることなど、課題も抱えている。

### 第2 市民委員の方々からのご意見

- ・ 社会福祉協議会は、各地にあり、今後も増加が見込まれる独居の人も社会福祉協議会が関わっていることも多く、情報も有しているので、弁護士会は、社会福祉協議会と連携することも必要ではないか。
- ・ 「法律相談のご案内」の冊子には、性的マイノリティに関する相談の記載がないが、相談は実施されているのか。

（弁護士会回答）4月1日からの実施に向け、現時点では試行的に実施している。

- ・ 「法律相談のご案内」の冊子は、非常に分かりやすく、自分の抱えている問題が、弁護士に相談するような問題であるのか認識できる人には有効であるが、そのような認識を持たない人にも、弁護士が関与することが適した事案であることを認識してもらえるような工夫があるとよい。

（弁護士会回答）地域包括支援センター等を通して、弁護士を必要としている市民への周知を図っている。

以上